

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年9月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：カンボジア 担当：経済基盤開発部
案件名：シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト

1 契約予定期間：2013年11月中旬～2016年5月下旬

2 参加要件

海外における港湾運営・計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月2日から2013年10月4日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月2日から2013年10月7日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年10月18日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 10月下旬
- (5) 契約交渉 : 11月上旬～11月中旬

5 業務の目的

カンボジアは国際港湾としてシハヌークビル港とプノンベン港を有しており、シハヌークビル港はカンボジア唯一の外海に面する大水深港として、プノンベン港は首都近郊に位置しメコン川を通じてベトナム南部との物流が発展している。カンボジアの発展のためには、この二つの港湾および周辺国の近隣港湾が適正な競争関係を維持し、より良いサービスをよりリーズナブルな価格で提供することにより、カンボジアの物流を活性化させることが非常に重要である。

シハヌークビル港については、我が国はこれまで継続的な支援を実施してきており、直近では「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」（2011～2012）を実施している。この調査では、シハヌークビル港がプノンベン港や周辺国の港湾に対して競争力を強化するための種々の方策が提案されている。

この調査結果に対して、シハヌークビル港湾公社（PAS:Sihanoukville Autonomous Port）は自立的な改善努力を投じてきているものの、幾つかの分野においては高い専門的見地から更なる指導を通じた能力強化が必要とされている。また、PASは今後2013年度内に新規株式公開を予定しており、これまで以上に財務的な透明性、財務体質の健全性とそれに資する効率的な港湾運営、戦略的な事業展開が重要となる。

こうした状況下、カンボジア政府は我が国に対してPASの経営改善・港湾オペレーション効率化を目的とした技術協力を要請した。これに対し、先方政府との協議の上で、PASの抱える種々の課題の中でも(1)戦略的運営能力向上(2)コンテナ荷役効率改善(3)大型荷役機械保守点検能力向上を重点的に支援すべき対象として選定し、本協力において専門家派遣等によりPASの能力強化を行うこととした。

また、我が国はシハヌークビル港において円借款事業「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」（2009年承諾）と「シハヌークビル港経済特別区開発事業」（2008年承諾）を実施している。本協力は、多目的ターミナル供用開始まで既存設備を最大限有効活用し当面の需要増に対応すること、また多目的ターミナル供用開始後の港湾設備の有効利用に繋がる。また、経済特別区が適切に活用されるためには企業誘致戦略、マーケティング等が欠かせないが、本協力ではこうした分野においてもPASの全体的な経営状況改善のための助言、カウンターパートの立案能力強化を行う予定である。こうした点で、本協力は円借款事業の開発効果増大に寄与する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カンボジア国シハヌークビル港
相手国対象機関
公共事業運輸省シハヌークビル港湾公社

(2) 業務内容

- ア 関連する各種調査、報告結果のレビュー
- イ ワーク・プラン(案)の作成・協議
- ウ 戦略的港湾運営計画技術指導
 - (ア)財務上の短期・中期的な現状課題の特性レビュー
 - (イ)課題への対応(案)検討
 - (ウ)短期・中期的な港湾運営戦略の財務的視点からの提言

- エ コンテナターミナル運営効率化技術指導
 - (ア) 緊急度の高い喫緊の課題の再整理
 - (イ) 対応の具体策の提示及びOJT指導
 - (ウ) コンテナターミナル運営の基本的運用基準案策定及び提案
- オ 大型荷役機械の保守管理技術指導
 - (ア) 港湾施設・港湾荷役機械等の現状把握
 - (イ) 予防的な保守管理手法の提案と協議・指導
 - (ウ) 保守管理に係る技術指導
- カ カウンターパート研修の企画・実施
- キ 業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成

7 成果品等

- ア ワークプラン（2013年12月下旬）
- イ プロジェクト業務進捗報告書（第1号）（2014年3月下旬）
- ウ プロジェクト業務進捗報告書（第2号）（2015年3月下旬）
- エ プロジェクト業務進捗報告書（第3号）（2015年11月下旬）
- オ プロジェクト業務完了報告書（2016年5月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括/戦略的港湾計画・管理（評価対象予定）
- イ コンテナオペレーション効率化（評価対象予定）
- ウ 大型荷役機械保守管理（評価対象予定）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年3月にR/D締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。